



2025年8月27日

各位

会社名 日本たばこ産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 寺島 正道
(コード番号: 2914 東証 プライム)
問合せ先 IR広報部 (TEL 03-6636-2914 (代表))

当社海外子会社による外貨建ハイブリッド社債発行
並びに外貨建ハイブリッド社債の買入に関するお知らせ

当社海外子会社である JT International Financial Services B.V. (以下、JTIFS) は、この度、2055年満期ユーロ建劣後特約付社債(利払繰延条項付) (以下、「本新規ハイブリッド社債」) の海外市場における発行を予定しております。また、JTIFS は、2081年満期ユーロ建劣後特約付社債(利払繰延条項付、初回コール期間: 2026年1月7日~2026年4月7日) (以下、「本既往ハイブリッド社債」) について、買入のオファー(以下、「本買入」) 実施を決定いたしましたので、併せてお知らせいたします。

本新規ハイブリッド社債の発行は、本既往ハイブリッド社債のリファイナンスとして実施することを予定しております。本新規ハイブリッド社債は、資本と負債の中間的性質を持ち、負債でありながら資本に類似した特徴を有することから、格付機関より一定の資本性が認められることを想定しております。本新規ハイブリッド社債発行及び本買入は当社グループの財務基盤強化に資するものと考えております。

記

1. 本新規ハイブリッド社債の概要(予定)

1. 発行会社	JTIFS
2. 発行通貨	ユーロ
3. 発行総額	未定
4. 募集の方法	一定の制限の下、欧州、アジアをはじめとする海外市場における募集。ただし、1933年米国証券法のレギュレーションSに従い非米国人に対してのみ行われる。
5. 保証	当社による劣後保証
6. 発行プログラム	ユーロMTNプログラム
7. 上場市場	ルクセンブルク証券取引所 ユーロMTF
8. 資金使途	本既往ハイブリッド社債の買入を含む一般事業目的資金

本新規ハイブリッド社債の発行は本買入と同時に行われる予定です。また、発行総額・利率等については今後決定いたします。ただし、当社グループの判断により発行の見送りまたは内容が変更となる可能性があります。

2. 本既往ハイブリッド社債の概要

発行会社	銘柄	発行日	初回コール期間	初回リセット日 までの利率	残高
JTIFS	2081年満期 ユーロ建劣後特約付社債 (利払繰延条項付)	2020年 10月7日	2026年 1月7日～ 2026年 4月7日	2.375%	5億ユーロ

3. 本買入の概要

1. 買入金額	有効な申込の全額
2. 申込締切日	2025年9月2日午後4時
3. 決済予定日	2025年9月4日
4. その他	<p>・ Substantial Purchase Event 条項、若しくは本既往ハイブリッド社債のその他規定に基づく期限前償還の意向 本既往ハイブリッド社債の Substantial Purchase Event 条項に基づき規定される価格にて、若しくはその他規定に従い、残高の全額を期限前償還する可能性があります。</p> <p>・ 本新規社債の優先割当 本買入へ申し込んだ又は申込の意向を示した社債権者に対しては、本新規社債を優先的に配分する意向です。ただし、かかる優先割当は JTIFS の義務ではありません。</p> <p>本買入の詳細については、ルクセンブルク証券取引所（下記）において当社より公表しております。 https://www.luxse.com/</p>

4. JTIFS の概要

1. 設立国	オランダ
2. 名称	JT International Financial Services B.V.
3. 株主	当社（間接所有割合 100%）
4. 設立日	2016年2月15日
5. 資本金	1米ドル
6. 業務の内容	当社グループにおける資金調達とグループ内金融

なお、本リリース内の各表に記載している日時はいずれもロンドン時間に基づきます。

以上

本ニュースリリースは、当社海外子会社による本既往ハイブリッド社債の買入、並びに将来の本新規ハイブリッド社債の発行の可能性に関する情報を一般に公表するために作成されたものであり、米国における証券の募集を構成するものではなく、また日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに発行会社の財務諸表を記載し、発行会社から入手できる目論見書によって行うこととなります。なお、本件においては、米国における本新規ハイブリッド社債の公募は行われません。日本及びその他の法域においても、適用ある証券法に基づいて本新規ハイブリッド社債の届出若しくは登録が求められる場合には、これを行うか又はその免除を受ける場合を除いて、本新規ハイブリッド社債の募集又は販売を行うことはできません。